

第3節 人が輝く交流促進

1. 文化を大切に一人ひとりをはぐくむまちづくり

(1) 知育・徳育・体育の調和した学校教育の充実

【現 状】

佐渡はかつて『教育の島』といわれた時期があり、有為な人材を輩出してきました。近年では、人口の都市集中化による急激な人口流失と併せ少子化に拍車がかかり、過疎化が一層進んでいます。幼稚園教育は、人間形成の基礎を培う上で大きな意味を持ち、小・中学校教育は、児童・生徒一人ひとりの資質・能力の伸長を図る重要な時期です。地方分権に伴う規制緩和の中、国の教育改革と連動し、佐渡として主体的な学校教育の指針を持ち、佐渡の活性化を担う人づくり、我が国の発展に貢献できる人づくり、世界に羽ばたく人づくりを目指した教育施策の構築が求められています。

一方、学校教育現場には、いじめ・不登校といった問題があります。学校・家庭・地域・教育機関が連携し、これらの課題に取り組まなければなりません。また、教師の資質・指導力の向上も必要であり、佐渡の特性、実態に応じた職員研修の充実及び教育者としての使命感・倫理観・教科等の専門的知識を基盤とした実践的指導力の充実を図らなければなりません。さらに、現代社会において重要とされる情報教育や、国際理解教育、特別支援教育を充実させるために、子ども一人ひとりの良さを尊重し、伸ばしていく多様な価値観の実現も必要です。これからの教育は学校・家庭・地域・教育機関が一体となり、知育・徳育・体育を地域の課題として取り上げ、教育環境の整備・充実を目指さなければなりません。

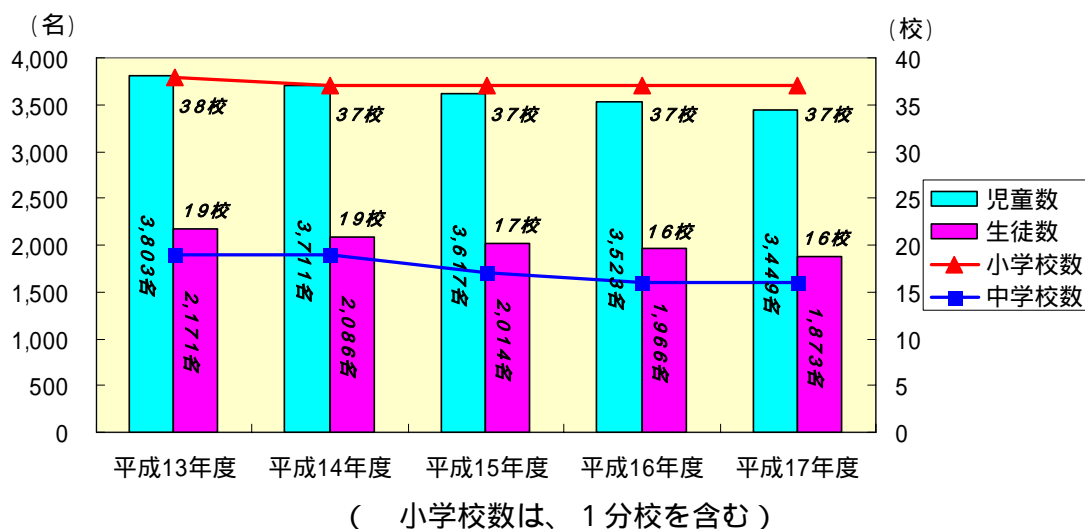


体育館で遊ぶ児童

【課 題】

- 確かな学力、豊かな心、たくましい体力をもち、創造性に満ちた子どもの育成
- ・基礎学力の定着と生きる力の育成
- ・学校と家庭と地域が連携した取り組みの推進
郷土への誇りと夢を持ち、自立した子供の育成
- ・佐渡の歴史的・文化的価値、自然と環境を重視し国際化に対応する教育の推進
- ・学校と家庭と地域が連携した魅力ある教育の推進
安心して学べる教育環境の整備
- ・佐渡の地域性を活かした、安全・安心な教育環境の充実

佐渡市立小・中学校児童・生徒数、施設数の推移（各年5月1日現在）



佐渡市立幼稚園の園児数、施設数の推移（各年5月1日現在）

区分		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
幼稚園	園数	3園	3園	3園	3園	3園
	園児数	105名	92名	71名	88名	83名
佐渡市計	施設数	60施設	59施設	57施設	56施設	56施設
	人数	6,079名	5,889名	5,702名	5,577名	5,405名

（佐渡市計は、幼稚園・小学校・中学校の合計）

【振興方針】

- 確かな学力、豊かな心、たくましい体力を持ち創造性に満ちた子どもの育成
- ・学ぶことの喜び・意欲をはぐくみ個性を伸ばす魅力ある学校づくりを推進します。
- ・善悪の判断力を養い、他を思いやり行動できる心をはぐくむ教育の充実を図ります。
- ・豊かな感性と社会性を育成する教育の充実を図ります。
- ・体力の向上と、運動意欲をはぐくむ教育の充実を図ります。
- ・情報・環境・福祉・国際理解教育の充実を図ります。



学校給食

郷土への誇りと夢をもち、自立した子どもの育成

- ・佐渡の歴史・文化を知り、自然や環境を大切に作る心をはぐくむ教育を推進します。
- ・郷土を愛し、伝統芸能・文化を継承し、情報・国際化社会に対応する教育の充実を図ります。



農業の体験学習

安心して学べる教育環境の整備

- ・社会問題に即応した教育施設の整備・充実に努めます。
- ・職員研修体制の確立と指導者の育成を図ります。
- ・教育相談体制の整備・充実に努めます。



体育の授業

(2)「いつでも・どこでも・だれでも」学べる生涯学習の推進

【現 状】

生活水準の向上や余暇の増大などに伴い、学習や実践活動を通して、生きがいや楽しみを見い出したいと願っている人々が増えています。生涯学習の観点から、社会教育は、学校教育と共にますます重要な役割を担うようになっていきます。

本市では10の地区公民館のほか、文化会館、博物館及び民俗資料館、そして図書館等が生涯学習の場となっています。

生涯学習事業として、家庭教育学級、市民大学講座、高齢者学級、地域間・世代間の交流の推進等を展開してきました。

また、近年では少子高齢化、若年層の不就労（ニート）等の問題が社会的課題となっており、社会環境の変化に対応した生涯学習プログラムの開発、並びに公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の充実等、生涯学習環境の整備・拡充が必要となっています。



着付け教室

【課 題】

生涯学習支援施設の積極的活用

- ・ 公民館、図書館、博物館活動のネットワークの構築
- ・ 社会教育施設や学校などとの連携による地域の教育力の向上
- 生涯各期の発達課題に応じた学習支援の充実
- ・ 市民一人ひとりの多様な学習要求に応える学習支援サービスの提供
- 市民の自主的な生涯学習活動の支援
- ・ 市民参画型の事業運営の促進
- ・ 世代間、地域間交流や学習活動の活性化の促進

【振興方針】

生涯学習に関する情報の提供

- ・いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる佐渡市を目指し、生涯学習関連の組織・施設における情報収集機能、情報発信機能の整備・拡充を進めます。

発達課題に応じた学習支援

- ・生涯各期に対応した社会教育事業を展開します。特に、家庭教育の充実、青少年に対する学習支援を積極的に進めるとともに、相談体制の充実を図ります。

公民館活動の充実

- ・佐渡市公民館と地区公民館、それぞれが展開する学習活動の相乗効果により、多くの市民が集い、学び、結びあえる学習環境づくりに努めます。また、学習成果を活用し、学習ボランティアによる講座の開設や、社会教育団体、学校等と連携・協力した総合的な学習機会の提供を進めます。



パソコン教室

(3) 伝統と魅力ある地域文化の育成

【現 状】

佐渡市には、県下で最も多くの国・県・市指定の文化財が所在しています。一方で、現在未指定ではあるものの、保存すべき貴重な建造物や仏像・民俗芸能等の文化財が、市内各地に数多く存在していることも事実です。また、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の数も県内の約10%を佐渡市が占めています。

これらの有形・無形の文化遺産を調査・研究し、保護と活用を図りながら後世に伝えていくことが私たちの使命といえます。しかし、社会情勢の急激な変化や価値観の多様化により、伝統文化の保存・継承が年々難しくなっているのが現状です。

市内に点在する文化財の多くは、地域社会の歴史と深い関わりをもっており、これからの地域文化の振興やまちづくりの重要な要素を担うものです。さらに、今後は世界遺産登録という視点からも調査と研究及び保護と情報発信を推進しながら、新たな施策を展開していく必要があります。

【課 題】

文化の継承

- ・地域文化の振興のための基盤整備
- ・芸術・文化に触れる機会の充実と提供
- ・伝統文化を支えるための担い手の育成及び確保

文化遺産の保存

- ・文化財及び埋蔵文化財の保存と活用及び調査・研究
- ・史跡・名勝天然記念物等の保存・整備・活用

【振興方針】

青少年期からの文化意識の啓発と地域の伝統行事の継承

- ・幼児及び青少年の伝統行事への参加を促進し、地域文化の伝承と意識の向上を目指します。
- ・コミュニティの強化・充実により、地域性を活かした文化活動の支援を行います。
- ・誇りが持てる故郷づくりの推進のため、佐渡の価値を再発見する活動を推進し、地域文化の保存・育成と発信に努めます。

積極的かつ多様な文化財保護行政の推進

- ・人と自然の関わりの中で、歴史的・文化的景観の保護及び民俗技術の調査・研究に取り組み、文化財等の保存・保護に努めます。

国指定文化財

指定種別	指定件数	指定種別	指定件数
建造物	6	史跡	4
彫刻	5	名勝	1
工芸品	2	天然記念物	4
書跡・典籍	2	特別天然記念物	1
考古資料	1	重要無形文化財保持者	1
無形文化財	2	伝統的建造物群保存地区	1
有形民俗文化財	4	有形登録文化財	1 6

県指定文化財

指定種別	指定件数	指定種別	指定件数
建造物	7	無形文化財	2
絵画	3	有形民俗文化財	9
彫刻	8	無形民俗文化財	5
工芸品	1	史跡	1 3
書跡・典籍	1	天然記念物	7
古文書	1	天然記念物及び名勝	1
歴史資料	2	保存技術	1
考古資料	1		

市指定文化財

指定種別	指定件数	指定種別	指定件数
建造物	1 6	歴史資料	1 1
絵画	1 1	無形文化財	4
彫刻	2 5	有形民俗文化財	1 5
工芸品	1 3	無形民俗文化財	1 4
書跡・典籍	9	史跡	1 9
古文書	2 4	天然記念物	4 2
考古資料	1 0		



佐渡金銀山遺跡（佐渡奉行所跡）（復元）



佐渡金銀山遺跡（道遊の割戸）



阿仏坊妙宣寺五重塔



佐渡の人形芝居（文弥人形）



朱鷺



佐渡国分寺跡

(4) 生涯にわたるスポーツ活動の振興

【現 状】

健康の増進や体力の向上などのために様々なスポーツ・レクリエーション活動に親しむ市民が増えており、自由時間の増大、少子高齢化の進展等を背景として、競技スポーツから心身のリフレッシュ、仲間づくりまで、スポーツ・レクリエーションの目的や活動内容も多様化してきています。

【課 題】

- スポーツ・レクリエーションの推進体制の整備
- ・スポーツ施設の整備と利便性向上
- ・指導者の育成と活用促進
- スポーツの普及促進とスポーツによるコミュニティづくりの推進
- ・手軽で多様なスポーツ・レクリエーションの指導・支援体制の充実
- ・生涯各期に応じたコミュニティスポーツの充実
- ・市民の交流・健康づくりの支援

【振興方針】

- 施設の総合的な整備・充実と団体・指導者の育成
- ・住民の要望と利用実態の把握、適地の調査に努め、市民のニーズに即した体育施設の整備に取り組みます。さらに公式競技会、大型のスポーツ大会を積極的に誘致・開催して、スポーツへの関心を高めます。
- ・スポーツ競技団体の育成、体育関係団体の組織体制強化を進め、体育指導委員をはじめ、各種スポーツ・レクリエーション指導者について幅広い人材を確保するとともに、各種の指導者講習会により資質の向上を図ります。



市内バスケットボール大会

多彩なスポーツ・レクリエーション事業の展開と情報ネットワークの整備

- ・高齢者・障害者がスポーツしやすい環境整備を進め、関係団体と協力して、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージにあった活動が楽しめる総合型地域スポーツクラブの育成とコミュニティスポーツの拡充を図ります。
- ・スポーツ・レクリエーションに関する施設、関係団体の情報を幅広く提供するとともに、体育施設利用のための予約案内システムの構築を進めます。

佐渡市内体育施設一覧(設立年月)	
両津総合体育館(H元.11)	小木体育館(S42.8)
両津テニスコート(H2.8)	小木多目的広場(S59.3)
両津野球場(S61.12)	小木プール(S49.7)
両津運動広場(S54.4)	羽茂B&G海洋センター(H5.6)
かもこポートハウス(H4.4)	羽茂B&G海洋センター艇庫(H5.6)
相川体育館(S57.4)	羽茂ゲートボール場(H5.7)
相川テニスコート(S59.9)	羽茂体育館(S32.3)
相川ゲートボール場(S59.9)	羽茂プール(S45.10)
相川多目的運動広場(S61.3)	赤泊総合グラウンド(S43.3)
佐和田体育館(S40.7)	赤泊市民体育館(S52.3)
佐和田市営プール(S52.3)	赤泊テニスコート(S62.3)
佐和田鴨摺運動場(S56.2)	赤泊多目的グラウンド(H2.4)
佐和田球場(S54.3)	赤泊ゲートボール場(S62.3)
佐和田多目的広場(S55.3)	赤泊プール(S63.3)
新穂体育館(S48.2)	赤泊陸上競技場(H元.5)
新穂武道館(S57.4)	両津農村広場(S63.4)
サン・スポーツランド畑野(H4.9)	天神の杜農村公園(H10.3)
畑野プール(畑野:S47.8)	金井運動用建物(H6.4)
畑野プール(小倉:S57.7)	金井テニスコート(S57.3)
真野体育館(S46.10)	金井多目的広場(S59.10)
真野多目的広場(H9.8)	金井プール(S58.3)
真野広場等利用施設(S56.11)	新穂多目的広場(H15.10)
真野武道館(H5.10)	真野テニスコート(H9.4)
真野陸上競技場(S27.5)	小木テニスコート(S62.3)
小木B&G海洋センター(S59.8)	

2. 住民主役でふれあいとにぎわいのまちづくり

(1) 市民参画型まちづくりの推進

【現 状】

個人の価値観の多様化などにより、地域のふれあいや連帯感が希薄化しており、新しい地域づくりの手法が求められています。

また、地方分権の進展や多様化する市民ニーズ、厳しい見通しの財政状況など、大きな社会情勢の変化の中で、よりきめ細やかな行政サービスの提供が求められている今日、NPO（民間非営利組織）やボランティア組織などによる市民の自主的な活動が注目されており、地域社会を支える上で重要な役割を果たすようになってきました。

【課 題】

市民本位のまちづくりの推進

- ・市民と行政との情報交流の活性化
- ・市民による自主的活動の実態把握と支援の推進
- ・ボランティア活動に対する市民意識の高揚

市民主体のコミュニティ活動の推進

- ・市民活動施設の整備充実
- ・市民意識の啓発と情報公開
- ・市民活動に対するきめ細かい公共サービスの提供と人材育成
民間活力の導入
- ・行政、企業、NPOの協働体制の確立

【振興方針】

市民本位のまちづくりの推進

- ・積極的な情報公開や、市民への迅速な情報提供が図られるシステムの整備を進めます。
- ・文化、福祉などまちづくりのあらゆる分野における市民ボランティア活動の活性化を促進します。
- ・市民と行政の協働についての意識づくりに努めます。

市民主体のコミュニティ活動の推進

- ・地域におけるコミュニティ施設の維持管理や整備の支援により、地域コミュニティの活性化を図ります。
- ・自主的な市民活動の参加を促す行政サービスの推進や、積極的な人材育成を取り入れ、まちづくりの推進を図ります。

民間活力の導入

- ・市民と行政の協働について、制度的な基盤作りを進めます。
- ・公共施設等の運営管理の民間委託など、市民と行政との役割分担を踏まえた上で民間活力の導入を推進します。

(2) 世界に開かれた国際交流の実現

【現 状】

情報通信や交通手段の急速な発達などにより、人・もの・情報の流れは地球的規模で拡大しています。本市においても居住する外国人が年々増加し、平成17年現在、約650人の外国人が住んでおり、滞在の目的や期間も多様化しています。

本市では、トキの贈呈を受けたことから中国陝西省洋県と友好交流協議書を交わしてトキの保護増殖にかかる協力、野生復帰のための情報交換や市民の自主参加による交流を行っています。

また、外務省及びJICA(日本国際協力事業財団)等からの要請により、市民団体が主体となり外国人研修生等の受け入れのため研修プログラムの作成やホストファミリーの募集を実施しています。

【課 題】

国際交流活動の充実

- ・ 民間の国際交流団体の育成、支援
- ・ 国際交流推進体制の確立
- ・ 市民による国際交流の推進
- ・ 文化相互理解の促進
- ・ 外国人との交流促進
- ・ 国際理解教育の推進

【振興方針】

国際感覚の醸成と体制の整備

- ・ 本市に在住する外国人との交流を深める機会を設け、身近な地域レベルからの国際交流を盛んにし、日常的な交流ができるよう支援を進めます。
- ・ 児童、生徒はもちろんのこと市民に生きた外国語を学ぶ機会を充実させるなど、国際感覚豊かな人づくりに努めます。

民間団体の育成、支援

- ・ 国際化に対応できるように、市民の意識、啓発に努めるとともに民間団体の自主自立的な国際交流を推進するため、受け入れ態勢を整え環境整備を進めます。

姉妹都市交流の推進

- ・ トキの野生復帰に向けた中国陝西省洋県との交流をさらに深めるため、児童・生徒の交流や広く市民の参加を促し、交流ネットワークの構築を目指します。

(3) パートナーシップによる男女共同参画の推進

【現 状】

近年、女性に関わる法制度の整備が進んでいますが、男女の固定的な性的役割分担意識や女性に対する差別、偏見又は慣行などが、今なお根強く残っています。

本市では、平成18年度を目標に佐渡市男女共同参画推進プランを策定し、さまざまな人とのパートナーシップによる新しい社会の構築を図るため、男女共同参画推進条例の制定を目指しています。

【課 題】

男女平等意識づくりの推進

- ・男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の改善、意識の改革
 - ・地域における男女共同参画の確立
- 男女の社会参画の推進
- ・政策、方針決定過程への女性の参画の拡大
 - 家庭・地域で男女が共に参画する環境づくりの推進
 - ・男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

【振興方針】

男女平等意識づくりの推進

- ・学校等における男女平等教育を推進し、性別による固定的な役割分担意識の解消に努めます。
 - ・男女平等意識を高めるための生涯にわたる学習機会の充実を図ります。
 - ・広報、広聴を通して、男女平等意識の啓発活動を行い、住民周知を図ります。
- 男女の社会参画の推進
- ・審議会等の政策・方針決定の場への女性の参画をさらに推進します。
 - ・女性の社会進出の支援を行い、情報交換できる場の提供に努めます。
- 家庭・地域で男女が共に参画する環境づくりの推進
- ・男女が楽しく家庭生活を送ることができるように、子育て支援や介護支援の充実を図ります。
 - ・男女がともに家庭責任を担い、女性が働き続けられる労働環境の整備に努めます。
 - ・女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指し、生涯を通じた女性の健康づくりを支援します。

3. スリムで効率的な行財政のまちづくり（行政改革）

（1）効果的・効率的な行政運営の推進

【現 状】

長引く景気低迷の影響による税収の落ち込み、さらには国が進める三位一体の改革に伴う地方交付税の削減などにより、本市の財政は非常に厳しい状況を迎えています。一方で、急速に進む少子高齢化、地方分権の進展、市民ニーズの複雑化、多様化などにより、今後、新たな行政需要がますます増加していくものと予想されます。

このような状況の中で、真に市民が求める行政サービスを提供するためには、行政を経営するという視点から、あらゆる分野において発想の転換を図り、従来の考え方や仕事の進め方を根本的に見直して、新市にふさわしいサービスを提供するシステムの構築が求められています。

【課 題】

財政の抜本的な改革による、安定した財政基盤と健全な運営計画の確立

複雑多岐にわたる市民ニーズへの的確な対応（経営感覚を取り入れた行政運営の推進）

【振興方針】

今後の行財政の運営方法や事業の実施の在り方を根本的に見直し、経費の節減と事務事業合理化による財政基盤の強化を図るとともに、市税等の財源確保、受益者負担の適正化及び、インフラ整備や企業活性化に向けた規制緩和等による企業誘致や産業振興等を図り、自主財源の確保と拡充に取り組みます。

また、財政指標を設定して、計画的な財政運営を行うとともに、民間の経営理念や手法をできる限り取り入れて、必要性や費用対効果を検討、評価して質の高い市民本位の財政運営を行います。

新たな行政ニーズや行政課題に的確な対応をしていくため、トップマネジメントの強化や行政を評価する仕組みづくりに取り組み、民間活力の活用や環境と共生する行政運営を積極的に推進して行政システムの改革を推進します。

また、様々な分野に関わる社会環境の整備を総合的に進めるユニバーサルデザインの考え方を基本に据えた施策に取り組み、加えて民間の経営理念やコスト意識をできる限り取り入れながら、市民と行政が協働する行政運営を行います。

（2）市民協働によるまちづくりの推進

【現 状】

財政悪化、少子高齢化や過疎化の急速な伸展など、行政を取り巻く環境が大きく変化しています。このことで地域における人と人とのつながりが希薄になり、行政サービスの水準を行政だけで維持していくことが困難な状況となってきました。これからのまちづくりには、行政のみならず市民、市民団体、企業などがそれぞれの役割を分担し、公共の課題を発見、共有して密接に連携し協力し解決していくことが必要です。また、あ

るいはお互いにパートナーとして行政運営を担う「新しい佐渡市」としての形成が求められています。

【課 題】

情報の提供と共有の充実
市民参画・市民との協働体制の確立

【振興方針】

行政が持つ各種の情報等について、広報紙をはじめとしてホームページやＣＡＴＶ等の多様な媒体を活用し、市民への提供を進めていきます。

まちづくりについての互いの情報を共有し、共に議論できる環境の整備及び、ＩＣＴの活用をはじめとするあらゆる手段を用いた、市政に対する様々な意見・要望に的確に応える体制を確立し、市民本位の行政運営を推進していきます。

地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを進めるため、市民参画の指針となる条例等の整備をはじめ、地域づくり活動を行うコミュニティ団体、ボランティア団体やＮＰＯ等への支援や市民の意見・要望を市政に反映させる広聴機能の充実を図るなど、行政課題の発見、政策形成、行政サービスの提供等の各分野において、市民参画・市民との協働体制を確立します。

(3) 組織機構の適正化と職員能力開発

【現 状】

市町村合併は「究極の行財政改革」とも言われていますが、合併による効果が表れてくるのは数年先のこととなり、短期的には職員数や組織・機構の肥大化、市域の拡大による行政サービスの維持、合併による公共施設の重複など数々の新たな行政課題が生じています。

また、地方分権の進展に伴い、自主・自立した行政運営を推進するためには、柔軟な発想と創意工夫に支えられた政策形成能力の向上など、総合的な行政能力の開発と意識改革が職員に求められています。

【課 題】

柔軟で機動的な市民に分かりやすい組織・機構の構築
職員の意識改革や能力開発と新たな人事管理制度の構築

【振興方針】

組織の使命や課題の達成に向けて、簡素で効率的かつ機動的な組織・機構の整備を図るため、合併のスケールメリットを生かした、支所・出張所の再編や学校・保育園等施設の統廃合を行い、業務の質や量に応じた簡素で効率的な組織・機構の整備を図るとともに、多様化する行政課題に対応する総合的調整機能や危機管理体制の充実を図り、柔軟で機動的に対応できる組織体制を確立します。

また、本庁・支所間の所管を明確にし、市民に分りやすい組織・機構の構築、事務

執行に係る決裁権限、専決範囲等の見直しを行い行政事務の効率化を推進するとともに、適材適所の職員配置を行い、市民ニーズや時代の要請に応える組織・機構の再編を継続的に行います。

職員による能力の自己開発を基本に置きながら、人材育成計画を策定して様々な研修など、あらゆる機会をとらえて、職員の能力開発を推進するとともに、職員一人ひとりが、市民が主役であるという意識（市民志向型意識）をさらに持つように職員意識の向上を図ります。また、職員の持つ能力と創造性が発揮でき、明確な目標と意欲を持って職務に取り組むことができるように職場の活性化に取り組みます。

更に、効率的な行政運営の推進と職員の能力の有効活用を図るために、職員を正當に評価する制度を創出するとともに、専門的な知識、技術を要する人材の配置や職員採用、勤務体系のあり方を検討して、新たな人事管理制度の構築を目指します。

（４）市民の視点に立った行政サービスの提供

【現 状】

次世代に向けた新たなまちづくりを進めるために、市民と行政は合併を選択し、佐渡市を誕生させました。しかし、合併に伴い市域が拡大されたことにより、市民から行政サービスの低下を危惧する声が挙がっています。

市民が利用しやすい、市民のためにある市役所にするために、行政事務の電子化を推進して庁内事務の効率化を図るとともに、情報提供や申請・届出の手続きについてＩＣＴを積極的に活用して市民サービスの迅速化や利便性をより一層向上させる電子自治体の構築を目指し、市民の視点に立ってサービス全般の見直しや窓口の改善を進めて便利で分かりやすい市民の満足度の高い行政サービスの提供が求められています。

【課 題】

- 電子自治体の構築
- 窓口対応の向上と業務の改善
- 行政手続きの簡素化

【振興方針】

事務処理の効率化と行政サービスのより一層の向上を図るため、個人情報保護や情報格差の解消に配慮しながら、ＩＣＴを活用した行政手続きのオンライン化など各種システムの整備を行い、電子自治体を構築します。

最も身近な市民との接点である窓口業務を改善するため、接遇研修等を実施して、職員の応接態度の改善や意識改革を図り、親切で分かりやすい情報提供に努め、市民に親しまれる行政サービスを提供します。

また、公共料金の納付窓口の一元化に取り組み、窓口開設時間の延長や可能なものからワンストップサービスを実施して、市民の利便性や高齢者・障害者に配慮したサービスの維持向上を図ります。

行政手続きに係る市民の負担を軽減し、迅速な処理を行うため、各種申請・届出書類等の様式を統一し、記載事項・添付書類の簡略化を図るとともに、押印等について

は、必要性を検討したうえで極力廃止し、手続きの簡素化を推進します。

